

## 消費者問題国民会議実施要領

### 1 目的

消費者問題国民会議（以下「国民会議」という。）は、消費者問題に関し、消費者、事業者、学界、及び行政の各界が有する情報及び問題意識について相互交換を行うことによって、各界が実施すべき消費者対策を明確にし、併せて、消費者支援功労者表彰、パネル展示等消費者支援活動の啓発を行うことによって、消費者支援対策の一層の活発化を図り、もって、消費生活の安定、向上に資することを目的とする。

### 2 名称

国民会議の実行上の名称は、「消費者問題国民会議2009〇〇（地方公共団体名）大会」とする。

### 3 実施形態

国民会議は、都道府県・政令指定都市又は同会議を実施するために都道府県・政令指定都市が組織した実行委員会（以下これらを「実施団体」という。）が内閣府の委託を受けて実施するものとし、実施形態は内閣府との共催とする。

### 4 後援又は協賛

- (1) 国民会議の開催趣旨に賛同する地方公共団体、国民生活センター、消費者団体、事業者団体等は同会議の後援又は協賛団体となることができる。
- (2) 後援団体又は協賛団体となることを希望する者は、予め実施団体にその旨を申し出るものとする。
- (3) 後援団体及び協賛団体は、国民会議の運営について、主催者に協力しなければならない。

### 5 テーマの設定及び事業

- (1) 国民会議においては、平成21年度消費者月間テーマ「（別途定める）」を統一テーマとして、次のような事業を行う。
  - ① 記念講演、シンポジウム等
  - ② 消費者問題についての実践活動の報告等
  - ③ パネル、広報資料等の展示等の啓発活動
  - ④ その他
- (2) 国民会議においては、消費者支援功労者表彰規程（平成19年9月20日府国生第1021号改正）に定める消費者支援功労者の表彰を行う。

## 6 時期・場所及び実施期間

国民会議の開催時期及び場所は次のとおりとする。

東日本大会 5月 日 ( ) 於：〇〇〇〇

西日本大会 5月 日 ( ) 於：〇〇〇〇

契約期間は、委託契約成立の日から平成21年10月30日（金）までとする。

## 7 事業費の支出項目等

事業費は次の費目に従い支出する。

### (1) 報償費

- ・ 講師，パネリスト等謝礼金 等

### (2) 旅費

- ・ 講師，パネリスト等旅費
- ・ 連絡旅費 等

### (3) 需用費

- ・ 資料印刷費
- ・ 事務用品，パネル等費用
- ・ 会議費
- ・ 報告書印刷費 等

### (4) 役務費

- ・ 通信運搬費
- ・ テープ反訳料
- ・ 賃金 等

### (5) 使用料及び賃借料

- ・ 会場借料 等

なお、受託する地方公共団体において上記支出項目に相応するものがないものについては、地方公共団体の項目によることとする。

## 8 報告

消費者問題国民会議委託要綱第8に定める報告書には、同要綱別記様式第2に定める各事項及び各事業の内容を記載するものとし、国民会議終了後、契約期間内に内閣府国民生活局長あて提出する。

また、配布の用に供するための報告書を作成した場合には、併せて提出するものとする。

## 9 その他

実施団体は、国民会議がその目的に従い円滑に実施されるよう地域住民、周辺地方公共団体への周知の徹底、安全の確保等必要な措置を講ずるものとする。